主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡本共次郎の上告趣意について。

原判決は、本件恐喝は、第一、第二事実共に、Aを介して、被告人が被害者から、 金員の交付を受けた事実を認定しているが、もとより、被告人が直接被害者から、 財物の交付を受けようと、第三者を介してこれを受けようと、恐喝罪の成否に影響 するところはない。また、第一事実について、原判決の認定するところは、被告人 はAから原判示のような話を聞くや、これを奇貨として、恐喝をすることを決意し たというに過ぎない、Aが脅迫行為自体に、関与していないことは、原判文上、明 らかである。第二事実について、原判決の認定するところは、被告人はAを介して、 脅迫したというのであるが、これは、被告人がAと共謀の上、Aをして脅迫行為の 実行に当らしめたという意味であることは、原判決の事実摘示の項と、証拠説明の 項とを対照してみればよくわかるのである。もともと、本件は被告人に対する恐喝 の事実が起訴されたのであつて、Aに対する公訴は提起されていないのであるから、 原判決が、同人は被告人の共犯者として、いかなる罪責を負うかをあきらかにして いないのは当然である。また、被告人が恐喝行為をするに当つて、他に共犯関係に 立つものがあつたとしても、被告人の犯罪行為を判示するには、被告人自身の「罪 トナルヘキ事実」を明らかにすればよいのであつて、原判示は、その点において欠 くるところのないことは、前段説明によつて明瞭である。従つて、原判決には、所 論のような理由不備の違法はなく、論旨は理由がない。

よつて、刑事訴訟法第四四六条に従い、主文のとおり判決する。

右は、全裁判官一致の意見である。

検察官 小幡勇三郎関与

昭和二三年一二月一八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	塚	崎	直	義
裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	藤	田	八	郎